

『小口零細企業保証制度』とは

「責任共有制度」の実施に伴い、金融環境の変化による影響を受けやすい小規模企業者を対象として、責任共有制度対象除外（融資金額の100%を協会が保証）となる全国统一保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数 20 人以下 (商業・サービス業は 5 人以下)の法人・個人 ※中小企業信用保険法第2条第3項に定める「小規模企業者」が対象です。
保証限度額	2,000 万円 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円以内。
資金使途	事業資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引 ※極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。
保証期間	10 年以内



●『小口零細企業保証制度』に対応した県および市制度の概要について

【共通要件】

●保証対象

小規模企業者であって、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限ります。

●担保

原則として不要

●連帯保証人

原則として、法人は代表者、個人は不要

※県および市制度は、別途、「居住・業歴・納税要件」等があります。



■小規模企業者の定義

次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める方

- ① 常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社および個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行う方
- ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方
- ⑥ 医療を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方
(上記①から⑤に掲げる方を除く)

	保証の種類(資金名)	保証金額	保証期間	融資利率	信用保証料率(注2)
協会制度	小口零細企業保証制度	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.50~2.20% (割引制度あり)
福岡県	小規模事業者振興資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.50~1.75% (割引制度あり)
福岡市	小口事業資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.33~1.72% (割引制度あり)
北九州市	小規模企業者支援資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.35~1.54% (割引制度あり)
中間市	中小企業融資資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.45~1.75% (割引制度あり)
久留米市	小規模企業者振興資金	(注1) 2,000万円以内	7年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.50~1.12% (割引制度あり)
大川市	小口零細企業資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.15%	年0.50~1.85% (割引制度あり)
飯塚市	小口事業資金	(注1) 700万円以内	5年以内	年1.55%	年0.50~1.93% (割引制度あり)
田川市	小口零細企業資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.50~1.93% (割引制度あり)
大牟田市	小規模企業者融資資金	(注1) 1,250万円以内	運転7年・設備10年以内 (据置6か月以内)	年1.30%	年0.50~2.20% (割引制度あり)
柳川市	小口零細企業資金	(注1) 2,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.50~2.20% (割引制度あり)

(注1) 上記の各制度が併存するご利用は可能ですが、その合計額は2,000万円となります。

また、上記の【共通要件】のとおり、既存の保証がある場合は、その保証付融資金額(根保証においては融資極度額)を含めて2,000万円の範囲となります。

(注2) 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系となります。

詳しくは、
お近くの福岡県信用保証協会窓口までお問い合わせください。

